取付管新設工事等における電子入札システムの導入について
～主な変更点等～

1　導入の概要と全体スケジュール

対象となる工事は、下水道施設に係る予定価格100万円以下の小規模工事（取付管・雨水ますの新設・修繕など）です。ただし、当面の間、取付管新設工事を対象とします。

令和8年11月24日（火）・25日（水）	事業者様向け説明会（対面形式）
令和8年12月～	電子入札システムへの「利用者登録」受付開始
令和9年　1月～	試行運用の実施（取付管新設工事の一部に適用）
令和9年　7月～	取付管新設工事の全件で運用予定

（注）取付管新設工事以外の工事への拡大時期については、今後の状況を見て検討いたします。

2　事前準備・利用者登録（詳細は、別途説明）

- パソコン環境の整備及びインターネット接続
- ICカード及びカードリーダーの取得・セットアップ
- 電子入札システム上での「利用者登録」完了

3　見積り合せにおける主な変更点

従来の運用（書面・対面）からの主な変更点は以下の通りです。

項目	従来の運用	電子入札システム導入後の運用
工事の申請・受付	書面・対面	変更なし
見積依頼通知書・見積書	書面による手渡し	**システム上での発行・電子提出**
設計書・工事請書	書面による手渡し	**入札情報公開システムからのPDFダウンロード**
見積り合せの実施方式	局指定日時で対面見積り合せ	複数の指名業者によるシステム上での非対面競争見積り合せ
見積回数及び締切	原則２回。２回目は即時実施。	原則2回。**2回目は1回目の翌営業日午前9時締切厳守** **※見積りが揃い次第、締切を早めることがあります。**
予定価格	事前・事後ともに非公表	非公表を継続（変更なし）
同額入札時の決定方法	くじ引き	**システム自動抽選（電子くじ）**
納付書による支払い、請負契約ほか	書面による手渡し	変更なし

＜電子くじ（自動抽選）の仕組み＞

最低価格で同額の入札が複数生じた場合、発注者や受注者が意図的に操作できない公平なアルゴリズム（①入力した「くじ入力番号」、②応札順序、③システム生成の「乱数値」）を用いて自動抽選を行います。

4 価格交渉

2回の見積り合せを実施しても予定価格を下回る入札がない場合、その時点で最低価格の事業者と価格交渉をさせていただきます。

＜価格交渉の際の手順＞

- 一旦執行を保留とし、全ての指名事業者へ保留通知を送付します。
- システム上で最低価格事業者以外の事業者を便宜上「辞退」扱いとし、価格交渉対象の1社にのみ再見積依頼を発行します。
- 価格交渉は、適宜、システムや電話、対面などの方法により行います。どの方法で価格交渉を行ったとしても、最終的な決定金額はシステム上で入札していただきます（対面の場合は紙見積の持参が必要）。価格交渉の方法や必要事項については、当局から、連絡させていただきます。

5 著しく低価格の見積りへの対応

従来運用と同様、予定価格を著しく下回る低価格の見積りであった場合は、積算内訳書の提出をお願いすることがあります。

また、積算内訳書を検証した結果、契約の適正な履行確保の観点から、請負契約を締結しない（「失格」として取り扱う）こともありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

失格の場合、従来の来庁による失格通知の手渡しは廃止します。失格結果はシステム画面上でご確認ください。「失格」の場合も決定通知書が送付されます。

＜積算内訳書提出の手順について＞

- 積算内訳書の提出が必要な見積りがあった場合、一旦執行を保留とし、全ての指名事業者へ保留通知を送付します。
- 積算内訳書の提出について局から電話で連絡があったら、上下水道局ホームページ内のポータルサイトで様式をダウンロードし、システムの「添付資料の提出」機能で提出してください（出し直しも可能）。提出済みの積算内訳書はシステム上では閲覧不可となりますので、注意してください。

6 その他

（1） 見積依頼の連絡方法

見積依頼はこれまで電話で個別に連絡していましたが、電子入札システム導入後は、原則、電話連絡は行いません。システムへの「利用者登録」の際に登録したメールアドレスにお知らせのうえ、システム上で見積依頼通知を発行します。

（2） 見積書の修正・撤回は不可

従来通り、電子入札システム導入後も、一度、提出された見積りの修正、撤回は不可です。

事業者側で桁違い等の明確な誤入力（例：40万円を4万円と入力）があった場合でも、見積りの出し直しは認められません。局側・事業者側双方で誤入力が確認された場合は、当該見積りを「無効」として処理することがあります。

（3） 辞退手続のルール

適正な見積り合せ実施の観点から、見積書の提出を辞退される場合は、見積書提出期限前のできるだけ早期に工事を所管する下水道管路管理センター（きた・みなみ）に電話で連絡していただきますようお願いします。また、電話で事前連絡のうえ、システム上で「辞退届」を提出してください。

なお、見積書送信後は、辞退申請はできませんので、ご注意ください。

（4） 紙見積の取扱い（経過措置・緊急措置）の取扱い

令和9年7月以降、対象工事については、電子入札システムによる見積手続を原則としますが、PC障害等の緊急時には紙見積の提出が認められます。この場合、従来通り、設計図書等の紙媒体での受渡や手渡しによる見積書の提出が必要となります。

また、次回の資格登録時にはICカードの保有を要件とすることを検討しています。それまでは、経過措置期間とします。

なお、各下水道管路管理センター（きた・みなみ）に入札専用端末は設置しません。電子入札は各自のパソコンでお願いします。

（5） 電子入札システムにおける見積り合せ案件の検索方法

電子入札システムの受注者画面で案件を検索する場合、各下水道管路管理センター（きた・みなみ）の案件は、一緒には一覧で表示されません。きた・みなみのどちらかを検索条件として選択して閲覧していただくことになります。

（6） 利用者登録における完全一致検索

令和8年12月以降に、電子入札システムで利用者登録をしていただく際には、事業者名と事業者番号（本市の競争入札参加有資格者名簿に記載の頭0を除いた9桁の数字）を入力して検索し、完全一致することで手続きが可能となります。

（7） 見積書の保存

システム上で、提出済みの見積金額は閲覧できません。提出時に見積書を保存又は印刷しておくことを推奨します。

7 ポータルサイトについて

システムへのログイン入口や、各種マニュアルや様式、主な注意事項等については、以下のポータルサイトにおいてご案内しております。

＜上下水道局ホームページ内＞

「下水道管路施設の小規模工事（取付管新設工事等）を対象とした見積り合せ」
URL:https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000353439.html

＜上記QRコード＞